



## 朝日税理士法人

<http://www.asahitax.or.jp>

### 今月のNEWS(全般)

NEWS1.  
長時間労働が疑われる事業場への監督指導

NEWS2.  
配偶者控除及び配偶者特別控除の見直し

### NEWS1. 長時間労働が疑われる事業場への監督

厚生労働省から長時間労働が疑われる事業場に対する監督指導の結果が公表されました。今回の監督指導の結果は、平成28年4月から平成29年3月までに、長時間労働が疑われる事業所に対し、労働基準監督署が行った監督指導の実施結果を取りまとめたものです。

#### 1. 監督指導事業場の対象拡大

対象は平成28年度より月100時間を超える残業が疑われる事業場から月80時間を超える残業が疑われる事業場に拡大され、平成27年度の10,185事業場から平成28年度は23,915事業場となっています。

#### 2. 主な法令違反

この23,915事業場に対して監督指導を実施した結果、15,790事業場(全体の66.0%)で労働基準関係法令違反がみられました。主な法令違反は以下のとおりです。

- ・違法な時間外労働があったもの 10,272事業場(全体の43.0%)
- ・賃金不払残業があったもの 1,478事業場(全体の6.2%)
- ・過重労働による健康障害防止措置が未実施のもの 2,355事業場(全体の9.8%)

全体の43.0%を占めていた違法な時間外労働とは、労働基準法第32条違反のことを言い、具体的には36協定の届出をしないまま時間外労働をさせていたり、36協定で定める限度時間を超えて時間外労働をさせていたものなどが該当します。

#### 3. 労働時間の適正な把握に関する指導状況

違法な時間外労働を防止するためには労働時間を適正に把握していくことが重要ですが、今回の監督指導を実施した事業場のうち、2,963事業場に対して、労働時間の把握が不適正であると指導が行われています。その指導の内容をみると、始業・終業時刻の確認・記録が1,661事業場、実態調査の実施(自己申告制を採用している場合)が1,277事業場と続いています。

なお、今回の指導においては、平成29年1月20日までは以前の基準(労働時間適正把握基準)、平成29年1月20日より後は「労働時間適正把握ガイドライン」に基づいた指導が行われています。

「労働時間適正把握ガイドライン」は下記をご参照ください。

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11200000-Roudoukijunkyouku/0000149439.pdf>

**情報会員募集中** 会員申込みをして頂ければ、毎月「朝日だより」・最新セミナーのご案内をお送り致します。  
お申し込み・ご質問等は、[info@asahitax.or.jp](mailto:info@asahitax.or.jp) または下記までお問合せ下さい。

お問合わせ先 名古屋事務所 052-571-5480  
西尾事務所 0563-57-7850

## Question

平成29年度税制改正で平成30年以降の配偶者控除及び配偶者特別控除の見直しが行われたそうですが、具体的な内容を教えてください。

## Answer

- 配偶者控除及び配偶者特別控除の見直しのポイントは3つあります。
- ・平成30年分以降の所得税について(住民税は平成31年度分より)適用される。
  - ・納税者の合計所得が1,000万円を超える場合には、配偶者控除の適用を受けることができない。
  - ・配偶者特別控除の控除額が改正されたほか、対象となる配偶者の合計所得金額が38万円超123万円以下とされた。



## 【解説】

## 《適用時期》

平成29年度税制改正により、配偶者控除及び配偶者特別控除の見直しが行われ、配偶者控除及び配偶者特別控除の控除額等が改正されました。この改正は、平成30年分以後の所得税、平成31年度以後の住民税について適用されます。

## 《配偶者控除の改正点》

配偶者の所得が38万円以下(給与所得のみの場合は収入が103万円以下)の場合に、納税者が受けられる配偶者控除。今回の改正では、納税者の所得制限が設けられ、所得に応じて3段階にわけて控除額が設定されています。

## 所得税の配偶者控除

合計所得金額	控除対象配偶者	老人控除対象配偶者 (70歳以上の方)
900万円以下	38万円	48万円
900万円超 950万円以下	26万円	32万円
950万円超 1,000万円以下	13万円	16万円

## 《配偶者特別控除の改正点》

配偶者特別控除は配偶者の所得合計額に応じて納税者が受けられる控除で、控除額は38万円から段階的に設定されています。今回の改正で、配偶者の所得が38万円以上123の場合に万円未満(給与所得のみの場合は収入が103万円超~201万円未満)に拡大されました。

## 所得税の配偶者特別控除

配偶者の合計所得金額 (給与のみの場合の収入)	納税者の合計所得		
	900万以下 (1,120万以下)	900万超950万以下 (1,120万超1,170万以下)	950万超1,000万以下 (1,170万超1,220万以下)
38万円超 85万円以下 (103万円超150万円以下)	38万円	26万円	13万円
85万円超 90万円以下 (150万円超155万円以下)	36万円	24万円	12万円
90万円超 95万円以下 (155万円超160万円以下)	31万円	21万円	11万円
95万円超 100万円以下 (160万円超166.8万円以下)	26万円	18万円	9万円
100万円超 105万円以下 (166.8万円超175.2万円以下)	21万円	14万円	7万円
105万円超 110万円以下 (175.2万円超183.2万円以下)	16万円	11万円	6万円
110万円超 115万円以下 (183.2万円超190.4万円以下)	11万円	8万円	4万円
115万円超 120万円以下 (190.4万円超197.2万円以下)	6万円	4万円	2万円
120万円超 123万円以下 (197.2万円超201.6万円以下)	3万円	2万円	1万円

## 《備考》

今回の改正では配偶者特別控除の要件が拡大されましたが、103万円の基準(配偶者控除・所得税配偶者手当)、106万円の基準(大企業の社会保険)、130万円の基準(社会保険)は変わらず存在します。

## 関係法令通達

国税庁HP 配偶者控除及び配偶者特別控除の見直しについて

ご質問等は、info@asahitax.or.jp または下記までお問合せ下さい。

朝日税理士法人 名古屋事務所 052-571-5480

西尾事務所 0563-57-7850